

日本工商会の施設



事務局全体写真



会議室(一)



ラウンジ



会議室(二)



ラウンジ



接待室



2010年10月21日 エコ台湾展示会



しおり

台北市日本工商会の栞



2011年1月6日 合同新年会 鏡開き



台北市日本工商会

THE JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY, TAIPEI

台北市中正区襄陽路9号7階 (富邦城中大樓)

TEL : (02) 2361-0052

FAX : (02) 2382-0062

mail: koushoukai@japan.org.tw

http://www.japan.org.tw/newsite/2010/koushoukai/

2015年4月

台北市日本工商会の活動 ご紹介と入会ご案内

台北市日本工商会

台北市日本工商会はここ数年来、従来の親睦を中心とした活動から、台湾政府への積極的提言やメディアへの意見表明など「モノ言う工商会」に変革を図ってきています。2009年に初めて政府・經濟部に個別企業の改善要望事項とマクロ的な主要なる政策提言を加えた「白書」を提出し、その後毎年秋に継続的に提出していることから政府当局の注目を集め、既にその政策にも一部反映されるようになってきました。又、「知財保護」では知財勉強会等による啓蒙活動と共に、当局に協力して密輸品の取締りに役立つ「在台湾日系企業註冊商標権利集」の発行など積極的な活動を展開しています。一方、会員間の部会活動を通じた異業種交流等に加え、会員サービス向上を目指して、「役に立つ工商会」としても専門講師による月例講演会やセミナー開催の他、法務・税務・知財無料相談室の開設、空港でのスムーズな入出国手続きを支援する「快速通関」証明書の一括申請、台湾有力企業の工場視察や新竹サイエンスパーク等への見学会実施などを毎年行っております。

今後もこのような工商会活動を根付かせることは、台湾における日系企業の将来に渡る安定的な発展のために必要な活動と言えます。工商会は交流協会や台湾日本人会と共に台湾における日系社会を支える重要な三本柱の一つとして社会でのプレゼンスも飛躍的に向上してきています。又、会員数も台湾の国際的な注目度アップと共に工商会の活動が周知されるようになってきたことから、ここ数年順調に右肩上がりが増えてきています。然し、既存の進出済み日系企業数が約1500社と言われる中では工商会会員数は未だ約450社に留まっており、まだまだ発展の余地はあるかと考えられます。今後、是非工商会活動の「輪」を一層広げていくべく、多くの企業にも是非台北市日本工商会の活動に参加頂きたく下記ご案内申し上げます。(工商会450社は概ね新竹以北が中心で、

他地域では台中に約50社、高雄に約100社の日系企業が台湾日本人会の支部法人部会に所属して活動されています。)

記

1. 工商会の活動概要

台北市日本工商会は1971年3月26日に当時の会員企業数143社で設立した台湾の人民団体法に基づく社会団体です。営利を目的とせず、会員相互の業務上の便宜を増進し、親睦と共に日台親善並びに両国間の貿易、経済合作の発展に寄与することを目的としています。最近は活動を活発化し、「モノ言う工商会」「役に立つ工商会」として会員企業の声を直接台湾政府に訴える「白書」の作成や「知財啓蒙活動」についても積極的な提言活動を行っています。尚、工商会は在台湾の日系企業会員の会費で賄っている独自組織ではありますが、日本商工会議所の海外ネットワークの中で台湾窓口として唯一登録されています。

日台交流の面でも基金運営委員会での社会貢献活動以外にも最近では宝塚歌劇団の台湾公演や台湾高座会留日70周年記念大会、八田與一慰霊祭等に日本人会と共に積極的に参加、支援を行っています。



権利集

白書

2012年7月2日 白書中間報告会会場
(行政院經濟建設委員會)經濟建設委員會宛てに「白書」を提出
(現 國家發展委員會)

2. 会員資格と構成、会員数

① 会員資格：

(a) 法人会員：全台湾の日本法人の支店・事務所・事業所及び現地法人企業（50%を超えて日系出資）が対象です。又、50%以下でも日本企業が経営に深く関与していると役員会で判断した場合はその現地法人企業も対象となります。企業の法人代表の日本人を一号正会員とします。但し、日本人役員が常勤しない現地法人企業の場合、その法人代表の国籍は問いません。

法人会員は所属駐在員数による正会員数を基準に一号正会員と二号正会員に分かれます。例えば所属駐在員の正会員数が4名の場合は、そのうち一号正会員数は2名となり、残り2名は二号会員となります。（会則において所属正会員数により区別されています）会費は一号正会員に対して徴収されます。二号正会員は会費不要ですが、一号正会員を代理するか、又は臨時会費を払って月例会等に参加することは出来ます。但し二号正会員は年総会等での議決権・投票権はありません。

(b) 準会員：法人会員でない組織に所属する日本人が役員会で承認を得られれば準会員になります。会の活動には参加できますが、総会等での議決権や・投票権はありません。（外資系金融機関、ホテル等の場合）

② 会員数（2015年3月末現在）

法人会員	457社
正会員	881名
うち一号正会員	538名
二号正会員	343名
準会員	30名

3. 組織と主な活動

① 総会・役員会と事務局

総会は毎年4月下旬に開催され、役員改選（一年任期）、会則の変更、事業報告の承認と新規事業計画と予算等重要議案の審議と承認を行います。日常業務は21名の理事（うち理事長1名と常務理事2名を含む）と5名の監事からなる役員会が分担カバーしています。役員会の下にある聯合事務局には日本人総幹事と台湾人副総幹事が日本人会と兼任しており、他に2名の工商会専任事務員と3名の日本人会専任事務員が其々います。全員が日本語で対応しています。

② 委員会及び部会

役員会の下に横断的組織として6つの委員会と、縦割りの業界を大括りにした15の部会があります。

委員長と部会長は原則役員メンバーから理事長の依頼により選出されています。

<委員会>

総務委員会：毎年の新年会、定期総会、物故者慰霊祭や事務局管理など工商会の業務全般に亘り役員会を補佐しています。行政院労働部（元労工委員会）と会員企業の抱える労務問題を、又、移民署とも駐在員や家族のビザ問題等を定期的に交流・懇談会を開催しています。

催事委員会：月例会での講演会・臨時セミナー等の企画、8月には大物ゲストによる特別講演会を、又、12月には日本から落語や講談のプロの師匠による公演会なども開催しています。

会報委員会：年2回発行の会報誌及び会員企業の銀行の協力によるその他台湾経済動向月報の取り纏めを行っています。



商務広報委員会：日本や地元経済団体との交流、台湾政府機関との折衝、「白書」政策提言や個別企業からの要望事項取纏め、外国工商会やメディアとの交流などの窓口を担っています。

基金運営委員会：日台親善の一環として福祉慈善団体への寄付支援事業を行い、又桜の植樹など地域社会との共生、各大学や高校との教育交流などの社会貢献事業を担っています。

知的財産委員会：会員の「知的財産権保護」と知財マインド向上の為、会員企業が直面する知財権問題の解決を図る為、台湾政府に会員企業の要望を網羅的に纏めた「要望書」の提出や会員企業が保有する商標の保護を目的とした「在台湾日系企業登録商標権利集」の発行を行うと同時に、隔月の勉強会セミナーを開催し知財情報の共有を図っています。

* 台北日本人学校運営委員会にも工商会より代表委員1名を派遣参加し、安心・安全・安定した子女教育の実現にも尽力しています。

<部会活動>

工商会の活動の中核は部会活動です。部会は下記の15の部会に分かれ会員企業は部会活動に参加されています。部会への入会は複数参加も可です。

繊維部会、医薬品部会、化学品部会、一般機械部会、自動車部会、電機電子部会、情報通信部会、金属部会、食料物資部会、運輸観光サービス部会、建設部会、金融財務部会、商社部会、流通部会、合併会社部会

なお、最近新規入会企業が増える傾向にあるソフト産業等の受け皿部会の新設も検討中です。

4. 会員の活動・メリット

- ① 会員は月例会（毎月第一金曜日、国賓大飯店）の外部講師の講演会やセミナーに参加することができます。講演会は会員関心度の高いテーマ（労務、経済、日台交流等）や日頃機会の少ない講師（最近では特別講演会スピーカーとして李登輝元総統や蔡英文民進党元主席等）のユニークな話を直接聞くことができます。又、月例会の場を利用し会員企業間で役に立つ情報共有の10分間のプレゼン機会を設けています。又、工商会活動の中核である業界別の部会に参加することにより同業他社からの情報共有や異業種交流などにより新鮮な情報と豊富な人脈を得ることが出来ます。各部会では勉強会の他、懇親会、ゴルフコンペ等を部会単位で開催しています。又、全体的な催しとしては毎年1月に日本人会との合同新年会が参加者約1千名の規模で開催され、企業間互礼会となっています。更に不定期ながら一般会員向け近郊一日ツアーや会員横断的な理事長杯オープンゴルフ大会の企画があります。
- ② 会員企業の管理職（経理以上）には台湾での「外国籍商務人員出入国快速通関制度」が適用されます。会員は本会の推薦並びに經濟部の審査を受けて、内政部警政署入出境管理局の認可で桃園空港での指定快速通関ゲートで入出国することができ、非常に便利となります。（申請手続き方法はホームページをご参照下さい）
- ③ 会員は「知的財産権保護」につき、知的財産委員会を通じて情報を共有できます。知的財産勉強会や「登録商標権利集」、政府取締当局向けの真贋鑑定説明会への参加を通じて、企業の知的財産権保護の支援を受けることが出来ます。
- ④ 会員は提携法律事務所（萬国法律）・公認会計士事務所（デロイト）のご協力により「法務無料相談室」「税務会計無料相談室」で、諸々の企業トラブルへの最初のアドバイスを得られます。又、2013年度より特許庁の交流協会出向者のご協力を得て「知

財無料相談室」も開設致しております。（詳細はホームページをご参照）

又、交流協会奨学金を貰った台湾人留学生向けに留学生OB会（聯誼会）が運営する工商会所属日系企業への就職マッチングサイトに登録し、優秀な台湾人若者の求職情報を閲覧することが出来ます。

以上



2014年1月16日 李登輝 元総統 特別講演会

2013年8月2日
日本人学校へのパソコン43台寄付について
日本人会 荒牧 理事長より 施 振榮夫婦へ
感謝状を贈呈。



優勝者表彰式



物故者慰霊祭(台北)



新年互礼会



新年互礼会の様子

<参考>

年間主要行事（予定）

- 1月初旬 合同新年会（日本人会との共同主催）国賓大飯店
- 4月下旬 定例総会（決算・予算承認、理事長他の役員選出）
国賓大飯店
- 10月上旬 「白書」を国家発展委員会宛て提出
- 11月下旬 日本人物故者慰霊祭（日本人会が主催）台北、台中、高雄
- 12月上旬 理事長杯ゴルフ大会

月例会及び講演会は原則毎月第一金曜日12：00～13：30 国賓大飯店（国際庁）にて昼食を取りながら活動報告及び講演会セミナーを開催。3月例会は日本人会総会定例開催の為、又、8月はお盆休みの為月例会はありませんがVIP講師による特別講演会（昼食なし）を開催することもあります。各部会活動は部会毎に違っても概ね2カ月に1度程度の頻度で勉強会セミナー、懇親会、ゴルフ等を開催しています。

会費の徴収（2014年4月総会で改定）

- ① 法人会員 入会金 4,000元
会費 一口につき月額3,000元
(年36,000元を一括前払い)
口数計算方法は法人会員所属日本人駐在員数による

日本人駐在員数	2名まで	1口
	4名まで	2口
	7名まで	3口
	10名まで	4口
	15名まで	5口
	20名まで	6口
	21名以上	7口

- ② 準会員 入会金 2,000元
会費 月額1,500元
(年18,000元を一括前払い)

入会申込み方法

入会申込書（ホームページよりダウンロード）に既存会員である2社の法人会員代表者の推薦を必要とし、役員会の承認を得てから入会金及び会費納入後、入会手続きが完了します。入会の会員の皆様には名簿作成に関わる個人情報保護の同意書の提出をお願いしています。

部会への入会参加申し込みは別途事務局宛てに申請し、部会長の承認が得られれば部会員となります。又、全体の月例会で新規入会の簡単なお挨拶をして頂き、HPに入会のご挨拶文を掲載することが出来ます。

事務局所在地

住 所 台北市中正区襄陽路9号7階
(富邦城中大棟)

T E L (02) 2361-0052

F A X (02) 2382-0062

E-Mail koushoukai@japan.org.tw

H P www.japan.org.tw/newsite/2010/koushoukai/

担当者 前田 吉徳 (総幹事)

黄 俊 傑 (副総幹事)

陳 盈 穎 (部会活動補助)

古 敏 潔 (入会手続き)



2013年11月27日
真贋鑑定研修会開催



基金運営委員活動
台湾大学日本語学科訪問



特別講演会
2012年8月3日 民進党元主席
蔡英文 文女 記念写真



2013年12月6日 講演 一龍齋 貞花 様より
「台湾を愛した日本人 八田與一」



2013年12月6日 講演 一龍齋 貞弥 様より
「寛永三馬術 愛宕山 梅花の誉れ」



2011年10月1日~2日
NHKのど自慢イン台湾



宝塚歌劇団 台湾公演 2013年4月6日~14日

